

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

障がいのある人にかかわるマーク



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



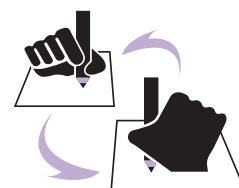
聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある人がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



筆談マーク

筆談が必要な人がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



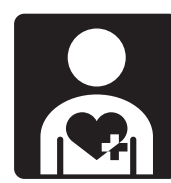
オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表しています。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



ヘルプマーク

義足等を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。福祉課で配布しています(1人1個まで)。

障がいのある人への心づかい

障がいのある人は、生活するうえで様々な協力や、障がいに対する理解を必要としています。

障がい者等用の駐車スペースには駐車しない、盲導犬や補助犬の役割を理解しあたたかく受け入れる、障がいのある人が困っていたら声をかけるなど、必要な配慮や手助けを心がけましょう。

年金のお知らせ

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

厚生年金相談

中村年金事務所職員による厚生年金相談が、毎月2回行われています。

相談日 毎月第1・第3木曜日(祝日の場合は変更)
※市政のひろば「市民相談」の30ページをご覧ください。

時間 午前10時～午後3時

場所 市役所1階相談室

相談の仕方

相談日当日、1階ロビーで「番号札」を午前8時30分から先着順で配付します。あわせて「年金相談・受付票」を配付しますので、所要事項を記入の上、年金手帳等、年金相談に関するものをすべて持参して、相談時間前にお越しください。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。相談できるのは、午前・午後各8人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

見本

年金生活者支援給付金の請求手続きはお早めに

令和元年10月1日から、年金生活者支援給付金制度がはじまりました。

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内を、9月上旬から順次発送しています。年金生活者支援給付金請求書が届き手続きがお済みでない方は、速やかにご提出ください。

※令和元年12月末日を過ぎて手続きをした場合、令和2年2月分からの年金生活者支援給付金のお支払いとなり、令和元年10月分から令和2年1月分の年金生活者支援給付金を受け取れません。

年金生活者支援給付金を受け取ることができない方へ

世帯構成に変更があり、世帯全員の市町村民税が非課税等となり支給要件に該当した場合には、年金生活者支援給付金を請求することができます。

請求書を受け付けた翌月からの支給となりますので、お早めに問い合わせ先へ申し出てください。

年金事務所での相談・手続きの際は予約相談をご利用ください

☎0570-05-4890(予約受付専用)

予約受付専用電話の受付時間は、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。



来年金婚式を迎えられる方へ

津島市制73周年記念式典(金婚式の部)において、令和2年に結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝します。

日時 令和2年3月1日(日) 午前10時

場所 文化会館

対象

- ・令和2年に金婚式を迎えられる夫婦(昭和45年にご結婚された夫婦)
- ・令和2年1月1日現在市内在住の方

申出書配布および受付場所

- ・人事秘書課(市役所3階)
- ・神守支所
- ・神島田連絡所

受付期間 令和2年1月6日(月)～31日(金)

問合 人事秘書課秘書G ☎24-1123

平成30年度 津島市人事行政の運営状況を公表します

津島市の人事行政運営の公正性や透明性を高めるため、職員の給与、勤務条件、福利厚生などについて公表します。
 なお、今回掲載したものは概要版です。より詳細な資料を市ホームページに掲載していますのでご覧ください。
 (特に記載のない限り平成30年4月1日現在、特別職および教育長を除く数値です)

4 平均給料月額等の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	298,526円	385,134円	41.3歳

平均給与月額は、平成30年4月分の給料および職員手当(期末・勤勉手当を除く)の合計を平成30年4月の職員数で除したものです。

5 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	76人	24.8%
2級	主事(相困)・技師(相困)	52人	16.9%
3級	主査	54人	17.6%
4級	統括主任・主任主査	62人	20.2%
5級	補佐	25人	8.2%
6級	課長・主幹	12人	3.9%
7級	次長・課長(相困)	17人	5.5%
8級	部長	9人	2.9%
計		307人	100.0%

職員数は津島市の給与条例に基づく行政職給料表(1)の適用を受ける、主に事務的業務を行う一般行政職の職員の数です。
 相困=相当困難な業務を処理

6 主な職員手当の状況

期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.90月分
	12月期	1.375月分	0.95月分
	計	2.6月分	1.85月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置有			
退職手当		自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月
	最高限度	47.709月	47.709月
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,630千円	18,338千円	
地域手当	支給対象地域	全地域	
	支給率	6%	
	1人当たり平均支給月額	19,482円	

職員の任免および職員数に関する状況

1 平成30年度における職員の任免の状況

平成30年4月1日	退職者数	採用者数	平成31年4月1日
1,028人 (36人)	77人 (11人)	68人 (4人)	1,019人 (29人)

採用者数は、平成30年4月2日から平成31年4月1日に採用した人数です。
 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

2 職員数の状況

区分	平成30年4月1日	平成31年4月1日	増減
一般行政部門	303人 (21人)	300人 (17人)	▲3人 (▲4人)
特別行政部門	109人 (5人)	108人 (6人)	▲1人 (1人)
公営企業等会計部門	616人 (10人)	611人 (6人)	▲5人 (▲4人)
合計	1,028人 (36人)	1,019人 (29人)	▲9人 (▲7人)

休職者、派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除きます。
 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。
 職員数は各部門に所属する一般行政職および各専門職の職員の数です。
 特別行政部門とは、教育部門および消防部門です。
 公営企業等会計部門とは、病院部門および上下水道部門です。

職員の給与の状況

1 人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	%
62,733	19,646,937	3,477,139	17.7

人件費には、特別職および教育長に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況(平成30年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
人	千円	千円	千円	千円
408	1,462,288	338,805	607,886	2,408,979

職員数は、公営企業会計関係事業(水道事業等)および特別会計事業(介護保険事業等)に係る職員以外の職員の数です。職員手当には、退職手当は含まれません。

3 一般行政職の初任給等の状況

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
大学卒	187,200円	268,633円	355,280円
高校卒	153,000円	—	—

*個人が特定されるものについては公表していません(2人以下の項目)。

職員の分限および懲戒処分の状況

1 職員の分限処分の状況

理由	免職	降任	休職
心身の故障	0人	0人	2人

2 職員の懲戒処分の状況

理由	免職	停職	減給	戒告
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	2人	0人

職員のサービスの状況

営利企業等への従事許可の状況

0件

職員の研修および勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修区分	主な研修名	延受講者数
一般研修	一般職員研修、係長研修、課長研修など	371人
専門研修	地方自治法研修、地方公務員法研修、民法研修など	437人

2 勤務成績の評定の状況

概要	職員の職務活動を評価し、職員の能力開発と適材適所の職員配置等を目的とした人事考課制度を実施しています。
対象者	全職員
評価期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

職員の福祉および利益の保護の状況

1 職員の定期健康診断の状況

職員の健康管理のため、1年に1回定期健康診断または人間ドックを受診させています。

また、深夜業務および放射線業務等の従事者に対して、上記健康診断に加えて特別健康診断を実施しています。

2 公務災害認定の状況

職務中の負傷	出張中の負傷	通勤中の負傷	計
4件	0件	0件	4件

3 津島市公平委員会に対する措置要求および不服申立ての状況

0件

問合 人事秘書課人事G ☎24-1124

時間外勤務手当	平成30年度普通会計決算額	104,259千円
	1人当たり平均支給月額	21,996円
特殊勤務手当	支給職員の割合	23.8%
	1人当たり平均支給月額	6,278円
	手当の種類	危険手当、市税徴収手当、税務調査手当、不快手当ほか8種類
扶養手当	配偶者 6,500円 子 1人につき10,000円 父母等 6,500円 (15歳～22歳の子1人につき5,000円加算)	
住居手当	借家・借間居住者	12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
	持家者	平成28年度より廃止
通勤手当	交通機関等利用者	55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給
	交通用具利用者	通勤距離に応じ、最高24,500円

7 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長 906,000円	6月期 1.55月分 12月期 1.70月分 計 3.25月分
	副市長 761,000円	
報酬	議長 481,000円	
	副議長 441,000円	
	議員 417,000円	

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	休憩時間
8:30～17:15 (休憩時間を除き7時間45分)	12:00～13:00

2 主な休暇の状況

種類	概要
年次有給休暇	1年につき20日付与
病欠休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合

3 育児休業等の取得の状況

	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務
男性	4人	0人	0人
女性	57人	53人	10人

年末年始の業務案内

市の施設等	業務案内													
	25水	26木	27金	28土	29日	30月	31火	1水	2木	3金	4土	5日	6月	
市役所・神守支所														
神島田連絡所※				※							※	※		
市民病院※														
総合保健福祉センター※				※							※	※		
斎場														
文化会館														
大崎会館														
西地域防災コミュニティセンター														
つしままちづくりセンター(市民活動センター)														
観光交流センター														
観光センター														
海部地域消費生活センター														
南文化センター														
中央児童館														
西地区子育て支援センター														
東地区子育て支援センター														
家庭児童相談室														
老人福祉センター														
わざ語り・伝承の館														
神島田祖父母の家														
図書館														
図書館(生涯学習センター分室)														
図書館(神島田分室)														
児童科学館														
神島田公民館														
錬成館														
葉刈スポーツの家														
生涯学習センター														
ふれあいバス(津島市巡回バス)														

※戸籍の届出(出生、婚姻、死亡等)および火葬の申請は、市役所が業務を行っていない日でも、市役所当直室で受け付けます。
 ※神島田連絡所では、12月28日、1月4日および5日は、住民票の写しの交付および印鑑登録証明書の交付業務のみ行います。
 ※市民病院の診療は、診療を行っていない日でも、救急の場合には、通常の休日と同様に診療を行います。
 ※総合保健福祉センターでは、12月28日、1月4日および5日は、貸館として事前に申し込みのあった場合のみ開館します。

年末年始の内科・小児科診療体制

- **期 間** 12月29日(日)～1月3日(金)
- **受付時間** 午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分
- **場 所** 津島地区休日急病診療所
時間外や内科・小児科以外の診療については、消防本部または、救急医療情報センターへ。連絡先は28ページをご覧ください。

し尿のくみ取り

市役所が許可している次の各業者へ問い合わせてください。

- (有)大政 ☎25-7374
- エコ環境(株) ☎0120-222-652
- 尾西清掃(株) ☎26-2908
- (有)吉川清掃社 ☎26-4918

家庭ごみの収集について【年末年始を含む収集日程表】令和元年12月～令和2年3月

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

区 分	12月28日(土)	12月29日(日)	12月30日(月)～1月5日(日)	1月6日(月)	1月7日(火)	1月8日(水)	1月13日(月・祝)	2月11日(火・祝)	2月24日(月・休)	3月20日(金・祝)
可燃ごみ	月曜日・木曜日の町内を収集	火曜日・金曜日の町内を収集	休 み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	収 集 ありませ	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
ペットボトル	収 集 ありませ	収 集 ありませ	休 み	収 集 ありませ	収 集 ありませ	第1水曜日第2水曜日 の町内を収集	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ
不燃ごみ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	休 み	収 集 ありませ	収 集 ありませ	第1水曜日第2水曜日 の町内を収集	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ
プラスチック製容器包装	収 集 ありませ	収 集 ありませ	休 み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
古紙・空きびん 空き缶・古着	収 集 ありませ	収 集 ありませ	休 み	第1水曜日第1火曜日 の町内を収集	第1水曜日第1火曜日 の町内を収集	第1金曜日第2水曜日 の町内を収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
有害ごみ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	休 み	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ	収 集 ありませ

※12月28日(土)、29日(日)につきましては、年末特別収集として可燃ごみの収集を実施します。